

みよし市技能評価認定要領

（目 的）

- 第1 この制度は、事業主又は商工団体が行なう技能評価を市が認定することによって、実力評価の普及を促進するとともに、技能者の社会的、経済的地位の向上に資することを目的とする。

（定 義）

- 第2 この要領で「技能評価」とは、事業主又は商工団体（以下「事業主等」という。）が、その従業員並びに所定の講習を受講し技能及び知識を身に付けた者（以下「技能指導受講者」という。）に対して適性な実力評価をするために行なう社内技能検定又は共同技能検定をいう。

（範 囲）

- 第3 認定の範囲は、市内全産業のうち技能者、技能的職種に従事している者及び技能指導受講者を対象とした技能評価とする。

（認定の基準）

- 第4 認定を受けることのできる技能評価は、次の各号のすべてに該当するものとする。
- (1) 技能評価を実施する事業主等の事業所又は団体の所在地がみよし市内にあること。
 - (2) 技能評価が、労働者の有する職業及び技能指導受講者に必要な技能及び知識について行なわれるものであること。
 - (3) 技能評価が、直接営利を目的としないこと。
 - (4) 技能評価が、定期的に実施されること。
 - (5) 技能評価の評価（以下「評価」という。）の基準が適切であること。
 - (6) 評価の実施方法が公平であること。

（認定の申請）

- 第5 認定を受けようとする事業主等は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（様式第1号）
 - (2) 技能評価実施規程
 - (3) 当該年度の技能評価に関する実施計画書
 - (4) 事業主が認定を受ける場合は、愛知県より交付された認定通知書
 - (5) その他必要な書類
- 2 前項の技能評価実施規程は、技能評価に関し次の事項を記載したものとする。
- (1) 実施職種、評価を受けることができる要件に関する事項
 - (2) 評価方法及び評価要素に関する事項

- (3) 評価の回数、時期及び場所に関する事項
- (4) 評価に当たる者の選任に関する事項
- (5) 問題の作成及び合否の判定に関する事項
- (6) 合格した者に対する証明に関する事項
- (7) その他技能評価に関し必要な事項

(認 定)

第6 市長は、第5第1項の申請を受理したときは、すみやかに認定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(認定の表示)

第7 認定を受けた技能評価を実施する事業主等（以下「認定技能評価実施者」という。）は、認定を受けた技能評価（以下「認定技能評価」という。）については、「みよし市認定技能評価」の表示をすることができる。

(変更の承認等)

第8 認定技能評価実施者は、技能評価実施規程を変更しようとするときは、変更の内容、時期及び理由を記載した書類（様式第2号）を提出して、市長の承認を受けなければならない。

2 認定技能評価実施者は、代表者及び事業所又は団体の所在地を変更したときは、遅滞なくその内容を記載した書類（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

(実施計画書の提出)

第9 認定技能評価実施者は、毎事業年度開始前に、当該年度の認定技能評価に関する実施計画書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(実施状況報告書の提出)

第10 認定技能評価実施者は、事業終了後速やかに実施状況報告書（様式第5号の1）を市長に提出しなければならない。

(資料の提出)

第11 認定技能評価実施者は、認定技能評価の実施に関し、市長から必要な資料の提出を求められたときは、当該資料を提出しなければならない。

(認定技能評価の廃止の届出)

第12 認定技能評価実施者は、認定技能評価を廃止したときは、速やかに廃止の時期及び理由を市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第13 市長は、認定技能評価実施者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第4 (認定の基準) に掲げる要件を具備しなくなったとき。
- (2) 第8第1項 (技能評価実施規程の変更の承認) の規定により市長の承認を受けなかったとき。
- (3) 第8第2項 (代表者等の変更) 又は第9から第11まで (実施計画書、実施状況報告書及び資料の提出) の規定により書類の提出を怠ったとき。

(合格証明)

第14 技能評価実施者は、合格した者に交付する合格証書等に、みよし市認定技能評価である旨の証明が必要なときは、速やかに合格証書証明申請書 (様式第5号の2) を提出しなければならない。

- 2 市長は、認定技能評価実施者から、前項に掲げる申請があった場合には、内容を審査し、合格証明を行なうものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月4日)

この要領は、平成22年1月4日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。